平成２３年（フ）第１５２９０号
東京都足立区青井３丁目33―22―108
破産者　古平　光伯
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５２９１号
東京都足立区青井３丁目33―22―108
破産者　古平千佳子
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５３６０号
東京都葛飾区白鳥２丁目16番８号
破産者　有限会社小熊工芸社
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５４２１号
東京都台東区東浅草１丁目18―６、商業登記簿上の本店所在地東京都荒川区東尾久２丁目43番19号
破産者　有限会社亜弥夢時
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５４２４号
東京都港区麻布十番２丁目７番５号
破産者　株式会社デイテックス
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５４２５号
東京都調布市国領町６丁目31―６―101、開始決定時の住所東京都世田谷区上北沢５―33―14―401
破産者　川村　直樹
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５４６０号
東京都杉並区上井草２丁目28―20
破産者　大和田貞雄
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５４８６号
茨城県水戸市岩根町615番地３
破産者　株式会社七津建設
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５６９２号
東京都調布市調布ヶ丘４丁目30―１―201、開始決定時の住所東京都調布市富士見町１丁目33―28
破産者　溝脇　清子
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５７６８号
東京都西多摩郡瑞穂町南平２丁目25―５　第２ハイツリョウ202
破産者　石森　孝明
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５８７０号
埼玉県八潮市緑町１丁目38―８　サンシードB201
破産者　我妻　優介
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５９９９号
東京都杉並区永福２丁目16番26号、商業登記簿上の本店所在地東京都杉並区和泉４丁目15番２号
破産者　Ｔｅｎｓｈｉ有限会社
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６０００号
東京都杉並区永福２丁目16―26
破産者　久山　城正
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６０１１号
東京都杉並区桃井４丁目４―19―207
破産者　宮本　憲幸
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６１６７号
東京都小平市大沼町１丁目172―４―Ⅱ―204
破産者　古橋　俊彦
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６１７５号
埼玉県さいたま市緑区大字大門4251―103、開始決定時の住所埼玉県川口市南鳩ヶ谷５丁目28―16―Ⅰ―202
破産者　遊佐真紀人
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６２３７号
埼玉県朝霞市栄町１丁目７番19号
破産者　有限会社山一商会
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６２３８号
埼玉県川越市砂新田３丁目21―17―203
破産者　山田　貫一
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６２８０号
東京都江東区扇橋３丁目10番17号
破産者　ケー・シー・エス株式会社
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６２８１号
東京都墨田区菊川３丁目４―５―302　Ｒ３―ｋｉｋｕｋａｗａ
破産者　影山　　彰
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６２９７号
東京都府中市本宿町４丁目17―１―205
破産者　矢野　雅樹
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部